

# 2015年度 法科大学院 第4期既修者入学試験問題

## 4時限

### 民事訴訟法・刑事訴訟法

#### (短答式)

### 試験時間合計 60分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [民事訴訟法]

**問 1** 移送に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 職権による移送の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
2. 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する。
3. 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。
4. 移送の裁判が確定したときは、訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなされる。

**問 2** 訴訟上の代理人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 未成年者は、独立して法律行為をすることができる場合であっても、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。
2. 法定代理人がない場合において、未成年者に対し訴訟行為をしようとする者は、受訴裁判所の裁判長に特別代理人の選任を申し立てなければならない。
3. 簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。
4. 訴訟代理人の訴訟代理権は、制限することができない。

**問 3** 確認の訴えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 会社設立無効の訴え（会社法 8 2 8 条 1 項 1 号）は、会社設立の無効を宣言する判決を求める訴えであるから、確認の訴えである。
2. 確認の訴えは、定款の成立の真否を確定するためにも提起することができる。
3. 判例によれば、ある財産が遺産に属することの確認の訴えは、不適法ではない。
4. 判例によれば、具体的相続分の価額又はその価額の割合の確認を求める訴えは、適法ではない。

**問 4** 直接主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 合議体を構成する 3 人の裁判官のうちの 1 人が交代した場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述する必要はない。
2. 合議体を構成する 3 人の裁判官のうちの 2 人が交代した場合には、裁判所は、職権で、裁判官の交代前に尋問した証人を再度尋問しなければならない。
3. 裁判所は、当事者に異議がないときは、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。
4. 判決の言渡しは、その判決の基本となる口頭弁論に関与した裁判官がしなければならない。

**問 5** 弁論準備手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときであっても、当事者の意見を聴いていなければ、事件を弁論準備手続に付することはできない。
2. 裁判所は、弁論準備手続の期日において、終局判決の言渡しをすることはできない。

3. 裁判所は、当事者双方の申立てがあるときは、弁論準備手続に付する裁判を取り消さなければならない。
4. 弁論準備手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方に対し、弁論準備手続の終結前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

**問6** 当事者の欠席に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、当事者の双方又は一方が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭しなかったときは、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなすことができる。
2. 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。
3. 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においては、することができない。
4. 裁判所は、当事者の双方又は一方が口頭弁論の期日に出頭しなかった場合において、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。

**問7** 証人尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証人尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
2. 未成年者又は宣誓の趣旨を理解できない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。
3. 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序ですが、裁判長は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、その順序を変更することができる。
4. 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。

**問8** 文書の成立に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によって証明しなければならない。
2. 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書とみなされる。
3. 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をしなければならない。
4. 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定される。

**問9** 訴えの取下げに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 上告審においては、訴えの取り下げをすることができない。
2. 訴えの取下げは、弁論準備手続又は和解の期日においては、口頭ですることができる。
3. 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなされる。
4. 当事者双方が、連続して2回、口頭弁論の期日に出頭しなかったときは、訴えの取下

げがあったものとみなされる。

**問 10** 判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 判決の言渡しは、判決書の原本に基づいてしなければならない。
2. 判決書には、当事者及び訴訟代理人を記載しなければならない。
3. 判決書の正本は、当事者に送達しなければならない。
4. 判決は、判決書の正本の送達によってその効力を生ずる。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

## [刑事訴訟法]

**問1** 捜査に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜査は、主として証拠の収集・確保と、犯人の発見・身柄確保を目的とする活動であると解されている。
2. 捜査に関して、学説上、糾問的捜査観と弾劾的捜査観の対立がみられた。
3. 刑訴法197条1項は、強制捜査法定主義及び任意捜査の原則を定めていると解されている。
4. 任意捜査においては、捜査官はいかなる捜査手法をとることも許されるとする見解が一般的である。

**問2** 逮捕勾留、搜索差押えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 刑訴法が定める逮捕は、現行犯逮捕と緊急逮捕に限られる。
2. 被疑者の勾留の請求権者は、検察官に限られる。
3. 司法警察職員は、令状を得て搜索、差押えをすることができるが、検察官は、令状を得ても、搜索、差押えをする権限はない。
4. 搜索差押許可状には、被疑事実が具体的に明示されなければならない。

**問3** 公訴提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 刑訴法247条は、公訴は検察官がこれを行うとして、起訴独占主義を定めている。
2. 刑訴法248条は、犯罪の軽重・情状などにより訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができるとして、起訴便宜主義を定めている。
3. 刑訴法256条1項は、公訴を提起する場合には、起訴状及びその公訴事実を証明するに足りる証拠を提出して行うと定めている。
4. 公訴を提起する場合、被告人の氏名等が不明である場合には、氏名不詳と記載した上、身体的特徴を記載するほか、写真を添付するのが一般的である。

**問4** 訴因と公訴事実に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 刑訴法は、訴因と公訴事実という二つの概念を規定しているため、それぞれの概念の意義や両者の関係につき、見解の対立がみられる。
2. 審判の対象に関して、公訴事実を対象とする見解に異論はない。
3. 裁判所は、検察官の請求があるときは、訴因の同一性を害しない限度において、公訴事実の変更を許さなければならない。
4. 訴因を予備的に記載することは認められるが、択一的に記載することは認められない。

**問5** 公判期日の手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証拠調べの初めに、検察官は、証拠により証明する事実を明らかにする、いわゆる冒頭陳述を行わなければならない。
2. 公判前整理手続を経た事件については、当事者がやむを得ない事由によって請求する

- ことができなかつたものを除き、証拠調べを請求することができない。
3. 証拠書類の取調べ方式は朗読又は要旨の告知、証拠物のそれは展示である。
  4. 証人尋問においては、書面や物を示して尋問することは許されていない。

**問6** 裁判員制度に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判員制度の対象となる事件は、法定刑の重い重大な事件のうち、被告人が公訴事実を否認する事件である。
2. 裁判員は、裁判官と共に、事実の認定、刑の量定を行う。
3. 裁判員事件については、公判前整理手続に付すことはできない。
4. 最高裁判所の判例によれば、裁判員制度は憲法が保障する裁判官による裁判に違反する。

**問7** 証拠による証明に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証拠能力があり、かつ、公判廷における適法な証拠調べを経た証拠による証明が厳格な証明である。
2. 厳格な証明のような制約のない証明を自由な証明という。
3. 厳格な証明の対象は犯罪事実に限られ、刑の加重事由については自由な証明の対象であるという見解に異論はない。
4. 公知の事実や裁判上顕著な事実については、証拠による証明の対象ではない。

**問8** 証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 補強証拠が必要な範囲について、犯罪事実のうち、客観的構成要件事実、主観的構成要件事実及び被告人と犯人の同一性のすべてであるという見解に異論はない。
2. 供述証拠については、知覚、記憶、表現の各段階に誤りが混入する危険があり、反対尋問によるチェックが重要であるといわれている。
3. 最高裁判所の判例によれば、犯行状況を撮影した現場写真については、人間が機械を操作して撮影することから発生する意図的な撮影や修正の危険があることから、供述証拠の一種であると解される。
4. 最高裁判所の判例によれば、退去強制によって出国した者の検察官に対する供述調書について、刑訴法321条1項2号の供述不能書面として証拠能力を認められる余地はない。

**問9** 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 形式的には刑訴法320条1項に該当しても、言葉自体が要証事実と解される場合は伝聞証拠に当たらないという見解が有力である。
2. 刑訴法322条1項は、被告人の警察官に対する供述録取書のうち不利益事実の承認を内容とするものにつき、任意性を要件として証拠能力を認める。
3. 刑訴法321条3項・4項は、捜査機関の検証調書と鑑定人の鑑定書につき、いずれもその作成者が公判期日において作成の真正を供述したときに証拠能力を認める。
4. 最高裁判所の判例によれば、刑訴法328条の証明力を争う証拠とは、証明力を争おうとする者の相反する供述（いわゆる自己矛盾供述）に限られものでなく、広くその者の供述の信用性一般を揺るがすものであれば足りる。

問10 裁判、上訴、再審に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 刑事事件の有罪、無罪の判決が確定すると、これと同一の事件について、再度の公訴提起が許されなくなり、これは一事不再理効といわれる。
2. 刑訴法が定める控訴審は、第一審と同様の審理を最初からやり直すもの（覆審）であり、事件そのものでなく第一審の判決の当否を審査するもの（事後審）ではない。
3. 被告人のみが控訴した事件についても、第一審の刑より重い刑を言い渡すことが許される。
4. 確定判決に重大な誤りがあっても是正できないのは妥当性に欠ける場合があるため、刑訴法は、被告人に不利益な再審も認めている。

(解答は全て解答用紙に記入すること)